

日 銀 業 第 2 1 2 号
2 0 2 4 年 4 月 9 日

貸出促進付利制度対象先 御中

日 本 銀 行

「貸出促進付利制度に関する細則」の一部改正等に関する件

日本銀行では、2024年3月19日に公表した「補完当座預金制度基本要領」の一部改正等について¹の記書き4. に伴い、標記規程の一部を別紙1のとおり改正し、2024年4月16日から実施するとともに、別紙2のとおり経過措置を講ずることとしましたので通知します。

今般、2024年4月16日を起算日とする積み期間以降、標記規程に基づく取扱いは停止することとなりますが、貸出促進付利制度の適切な運営を確保する観点から、利息の算出に用いた借入れや融資残高について、借入限度額を超えて借入れが行われたことや、誤った計数を報告したことが疑われる事象を了知した場合には、日本銀行による遡及的な利息の再計算および差額の決済等所要の措置の実施のため、当該借入れの返済後であっても、また、当該借入れの根拠となる基本約定の廃止後であっても、速やかに、日本銀行に報告してください。

以 上

¹ https://www.boj.or.jp/mopo/mpmdeci/mpr_2024/mpr240319d.pdf

「貸出促進付利制度に関する細則」中一部改正

- 7. の次に次の（附則）を加える。

（附則）

この細則に基づく取扱いは、2024年4月16日を起算日とする積み期間以降、停止することとします。

経過措置

- 「貸出促進付利制度に関する細則」6. および7. の規定は、2024年4月16日以降も、なおその効力を有する。